

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十三号

#### 広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表総務局の項中「、地方分権推進課」を削る。

第八条総務課の項第十七号中「県法規の審査」の下に「及び法務相談」を加え、同項中第二十八号を第三十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十一 広島県行政不服審査会に関する事。

第八条総務課の項中第二十七号を第三十号とし、第二十二号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の三号を加える。

二十二 行政手続法（平成五年法律第八十八号）に関する事。

二十三 広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）に関する事。

二十四 行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号）に関する事。

第八条財産管理課の項に次の一号を加える。

九 電力調達の契約に係る事務の集中処理に関する事。

第八条税務課の項第十三号中「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に改める。

第八条経営企画チームの項中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 地方分権改革の推進に関する事。

七 知事会議及び地方行政連絡会議に関する事。

八 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）に関する事。

第八条中地方分権推進課の項を削り、同条に次の二項を加える。

2 総務局に、第五条に規定する課のほか、審理総括監を置く。

3 審理総括監は、行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた事務を分掌する。

第十条学事課の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を削り、同条に次の二項を加える。

2 環境県民局に、第五条に規定する課のほか、大学教育振興担当課長を置く。

3 大学教育振興担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 高等教育機関の設置推進等に係る総合調整に関する事。
- 二 市町その他の地方公共団体の公立大学法人に関する事。

三 広島県公立大学法人評価委員会に関する事。

四 公立大学法人県立広島大学に関する事。

第十一条こども家庭課の項第三号中「思想の普及」を「の理念に関する普及啓発」に改め、同条医療介護計画課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づく病床転換助成事業に関すること。

第十一条医療介護計画課の項に次の一号を加える。

六 災害医療に関すること。

第十一条医療介護人材課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条地域包括ケア・高齢者支援課の項第五号中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削り、同条医療介護保険課の項第一号中「に関すること。」の下に「（国保単単位化推進担当課長の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第二号中「地域包括ケア・高齢者支援課及び地域福祉課」を「医療介護計画課及び地域包括ケア・高齢者支援課」に改め、同条地域福祉課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条障害者支援課の項中第十八号を第十九号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）に関すること。

第十一条に次の二項を加える。

2 健康福祉局に、第五条に規定する課のほか、国保単単位化推進担当課長を置く。

3 国保単単位化推進担当課長は、国民健康保険法に基づく国民健康保険財政運営の都道府県単単位化に関する事務を分掌する。

第十二条イノベーション推進チームの項第五号中「生産」を「生産又は新役務の提供」に改め、同項中第二十号を第二十一号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）に関すること。

第十二条ひろしまブランド推進課の項中第六号を削り、同条観光課の項に次の一号を加える。

十二 海の道構想の推進に関すること。

第十三条団体検査課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条農業技術課の項中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）に関すること。

第十四条第一項道路企画課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項道路整備課の項中第七号を第八号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 橋梁の新設及び改良に関すること。

第十四条第一項建築課の項中第二十四号を第二十五号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に関すること。

第十九条第一項の表総務局の部総務課の款広島県情報公開・個人情報保護審査会の項中「行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に改め、同部総務課の款に次のように加える。

広島県行政不服審査会	行政不服審査法の規定に基づき、その権限に属させられた事項を処理すること。
------------	--------------------------------------

第十九条第一項の表地域政策局の部市町行財政課の款広島県自治紛争処理委員の項中「再審査請求」を削り、同表環境県民局の部学事課の款広島県公立大学法人評価委員会の項を削り、同部に次のように加える。

大 学 教 育 振 興 担 当 課 長	広島県公立大学 法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学の業務の実績に関する評価その他同法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
---------------------	--------------------	--

第七十八条の表広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の項中「重井・三河農業水利改良課」を削る。

第七十九条広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部重井・三河農業水利改良課の項を削る。

第一百条の表広島県北部建設事務所庄原支所の項中「庄原ダム建設事業課」を削る。

第一百一条広島県北部建設事務所庄原支所の部庄原ダム建設事業課の項を削る。

第一百三条中「及び福富ダム」を「福富ダム及び庄原ダム」に改め、同条の表に次のように加える。

広島県北部建設事務所庄原支所	広島県北部建設事務所庄原支所 庄原ダム管理事務所	庄原市川西町
----------------	-----------------------------	--------

第一百七十七条第二号中「地方分権推進課」を削る。

第三十条第二項の表西部工業技術センターの部中「産業用ロボットプロジェクトチーム」を削り、同表東部工業技術センターの部中「エル・イー・ディープロジェクトチーム」を削る。

第三十一条第二項西部工業技術センターの部生産技術アカデミーの款産業用ロボットプロジェクトチームの項を削り、同条第二項東部工業技術センターの部エル・イー・ディープロジェクトチームの項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の広島県行政組織規則第十九条の表の目的欄に掲げる広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の目的にかかわらず、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年広島県条例第六号。以下「整備条例」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第一条による改正前の広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）第十九条第一項の規定により諮問される不服申立て及び整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第三条による改正前の広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第三十四条第一項の規定により諮問される不服申立てについて審議し、答申することは、審査会の目的とする。